

佐世保工業高等専門学校情報基盤センター規則

(令和8年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、佐世保工業高等専門学校学則第6条及び第56条の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校情報基盤センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育研究活動を支える情報基盤の中核として、図書資料、学術情報及び情報システムの統合的な整備・管理を行い、これらを教職員及び学生の利用に広く供するとともに、校務の円滑な遂行を支援する高度な情報環境の構築を図り、もって本校の教育研究の発展に寄与することを目的とする。

(管理対象)

第3条 センターの管理対象は、図書館、校内情報ネットワーク環境並びに情報基盤設備及び情報システム（ソフトウェア及びクラウドサービス等を含む。）とする。

(業務)

第4条 センターは、図書その他の教育研究上必要な資料等に関する業務として、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 図書資料等の収集、整理、保存及び閲覧に関すること。
- 二 図書館の管理運営に関すること。
- 三 研究報告に関すること。

2 センターは、情報基盤及び情報システムに関する業務として、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 校内情報ネットワーク及び情報システムの整備、管理及び運用に関すること。
- 二 情報システム利用者のアカウントの発行、管理及び運用に関すること。
- 三 教育用電算機システムの整備、管理及び運用に関すること。
- 四 情報セキュリティに関すること。

3 その他センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

(組織)

第5条 センターに、次の各号に掲げる教職員を置く。

- 一 情報基盤センター長（以下「センター長」という。）
- 二 情報基盤センター副センター長（以下「副センター長」という。）
- 三 情報基盤センター員（以下「センター員」という。）
- 四 その他校長が必要と認めた教職員

(センター長)

第6条 センター長は、本校教授及び准教授の中から校長が選任する。

- 2 センター長は、センターを統括する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第7条 副センター長は、本校専任教員の中から校長が選任する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センターの業務に従事する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター員)

第8条 センター員は、本校専任教員及び職員の中から校長が選任する。

- 2 センター員は、センターの業務に従事する。
- 3 センター員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 センター員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第9条 センターに、センターの運営に関し必要な事項を審議するため、佐世保工業高等専門学校情報基盤センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 センターの組織、予算に関すること。
- 二 第4条に定める業務に関すること。
- 三 その他センターの管理運営に関すること。

(委員会の組織)

第11条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 センター員
- 四 技術・教育支援センター長
- 五 総務課長及び学生課長
- 六 その他校長が必要と認めた教職員

(委員長)

第12条 委員会の委員長は、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(代理出席)

第13条 委員長は、委員がやむを得ない理由で委員会に出席することができないときは、代理出席を認めることができる。

(議決)

第14条 委員会は、委員（代理出席者を含む。）の3分の2以上の出席により成立する。

2 委員会は、出席した委員（代理出席者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第15条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

（専門委員会）

第16条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し、必要な事項は別に定める。

（事務）

第17条 センターの事務は、総務課情報サービス係において処理する。

（雑則）

第18条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。